

春日井市草刈機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災、犯罪又は衛生害虫の発生の原因となる雑草の繁茂を防止し、快適で住みよいまちづくりに寄与するため、市が保有する草刈機及びその付属品（以下「草刈機等」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 草刈機等の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内の土地を所有する者又は管理する者（次号に掲げる団体を除く。）
- (2) 公共団体、自治会、町内会、子ども会、老人会その他地域における活動を行う団体

(貸出しの期間)

第3条 貸出しの期間は、貸出日から3日以内（返却しようとする日（以下「返却日」という。）が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日まで）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、草刈機を使用している者の責めに帰すべき事由がない場合において、草刈機等の整備不良等により貸出期間内に目的が達せられなかった場合は、市長は、新たに返却日を指定することができる。

(貸出しの台数)

第3条の2 貸出しの台数は、1回につき2台までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、貸出台数を変更することができる。

(申込み)

第4条 草刈機等を借り受けようとする者は、草刈機等を借り受けようとする日に、草刈機借受申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、草刈機借受申込書を受理した後、草刈機等の貸出しを承認したとき

は、草刈機貸出承認通知書（第２号様式）を前項の規定による申込者に交付するものとする。

３ 草刈機等を借り受けようとする者は、予約申込みができる。

（損耗料）

第５条 前条第２項の規定により承認を受けた者（以下「借受者」とする。）は、草刈機１台につき６００円（消費税を含む。）を損耗料として支払うものとする。

２ 市長は、前項の規定により領収した損耗料は返還しない。

３ 第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、損耗料を免除することができる。

（１）第２条第２号に規定する団体が公共の土地の除草をする場合

（２）前号に掲げる場合のほか、市長が適当と認める者及び団体が除草をする場合

（貸出及び返却に係る場所等）

第５条の２ 草刈機等の貸出及び返却は、休日でない日の午前８時３０分から午後５時までの間に、清掃事業所で行うものとする。ただし、土曜日（休日に当たる日を除く。）は、午前８時３０分から正午までの間とする。

（借受者の義務）

第６条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）草刈機等を自らの責任において善良な管理者の注意をもって管理すること。

（２）草刈機の取扱説明書を熟読し使用すること。

（３）草刈機等を第三者へ転貸又は目的以外に使用しないこと。

（４）草刈機等を使用した後は、必ず清掃した上で返却することとし、返却の際は、市長の点検を受けること。

（５）草刈機等の返却日を厳守すること。

（草刈機の不調時の対応）

第６条の２ 市長は、貸出した草刈機等の不調について相談があった場合は、状況確認等を行い、対応するものとする。

(破損紛失届)

第7条 借受者は、借り受けた草刈機等を破損し、又は紛失した時は、速やかに草刈機破損・紛失届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、草刈機の替刃が破損した場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第8条 借受者は、故意又は過失により草刈機等を破損し、又は紛失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 借受者は、草刈機等の借受中に生じた事故について、全ての責任を負わなければならない。

(貸出の制限)

第9条 借受者が第6条の規定に違反した場合は、市長は、相当期間、草刈機等の貸出を停止することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定、第6条に1号を加える規定及び第9条の改正規定は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

草刈機借受申込書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申込者 団体名
住 所
氏 名
電 話

春日井市草刈機貸出要綱第4条第1項の規定により次のとおり申し込みます。

借 受 日 時	年 月 日 時 分
返 却 日 時	年 月 日 時頃
使 用 台 数	
除 草 場 所	春日井市 町 丁目 番地 通 台 (公園) 面積 m ²
損 耗 料	1台当たり600円 台 円
特 例	1 町内会等 2 公 用
備 考	

草刈機貸出承認通知書

年 月 日

借受者 団体名
住 所
氏 名
電 話

春日井市長

春日井市草刈機貸出要綱第4条第2項の規定により貸し出します。

貸 出 日 時	年 月 日 時 分
返 却 日 時	年 月 日 時頃
使 用 台 数	
除 草 場 所	春日井市 町 丁目 番地 通 台 (公園) 面積 m ²
損 耗 料	1 台当たり 6 0 0 円 台 円
特 例	1 町内会等 2 公 用
備 考	

第3号様式（第7条関係）

草刈機破損・紛失届

年 月 日

（宛先）春日井市長

団 体 名

住 所

氏 名

電 話

次のとおり、草刈機等を 破損・紛失 しましたので、春日井市草刈機貸出要綱
第7条の規定に基づき届出します。

1 破損・紛失の状態

2 破損・紛失の理由